

当会から農林水産省へ要望 平成22年11月30日

JA共済連から連絡を受けて、有難いことゝ、しかし、この対応の注意について、改めて要望を行った。

平成22年11月30日

農林水産省経営局協同組織課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「JA共済連の柔道整復師受診妨害防止」について

問題の明確化と周知徹底の要望

要望の趣旨

JA共済連が平成22年11月25日発行した受診妨害問題について、「自動車損害調査業務における対応上の留意事項について」及び同「別添」で「従前より一歩前進」の旨だが、しかし、不明確な問題の要点による再発・続発の危惧です。そこで、下記要点の一層の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

本件通知は医療が人権問題の要点であるにもかかわらず、そして、柔道整復師医療もこの対象とされているにもかかわらず、JA共済取り扱い者の「医療は医師が行うもの」とする考え方から惹起されている注意こそ大事です。この事理解困難者が問題をくり返しているところで、従って、再発防止・続発防止の要点は、この「まず、医師の医療を受けて貰いたい。」とする考え方を改めることが求められる次第で、その要点が「医療選択権問題」です。今回通知でも「施術の通院先の決定」とか、「特定の病院への通院指示及び強制すること」とかの表現で、明確な「医療選択問題」の忌避で欠落です。そこで下記事項の明確な注意の要望です。

記

JA共済の取り扱う交通事故患者の医療問題に対し、これが患者の医療選択権の妨害とならないよう、そして柔道整復師医療もこの対象とされている事に鑑み、「まず、医師の医療を受けて貰いたい。」とする考え方の注意の周知徹底を図られたい。